

2022年4月1日

特定非営利活動法人日本TA協会選挙管理規程

特定非営利活動法人日本TA協会

この規程は、特定非営利活動法人日本TA協会定款（以下「定款」という。）第14条第2項により、理事会が以下に定めるものである。

第1条 選挙は、役員任期が切れた次の年度の初めに行う。

第2条 選挙の事務は、選挙管理委員会がこれに当たる。

第3条 会長は、理事会の意見を参考に選挙に先立ち選挙管理委員会を選考する。

第4条 被選挙人は、正会員とする。

第5条 選挙は、会員の書面による無記名投票による。

第6条 選挙の開票について、選挙人は立ち会うことができる。

第7条 選出される理事の人数は、定款第13条に基づいて理事会が決定する。

第8条 当落の境界に同点者が生じた場合、抽選によって決定する。

第9条 選挙管理委員会は、役員として選出された会員にその旨を通知し、諾否の意思を確認する。

第10条 理事会は、選挙の結果を遅滞なく会員に通知する。